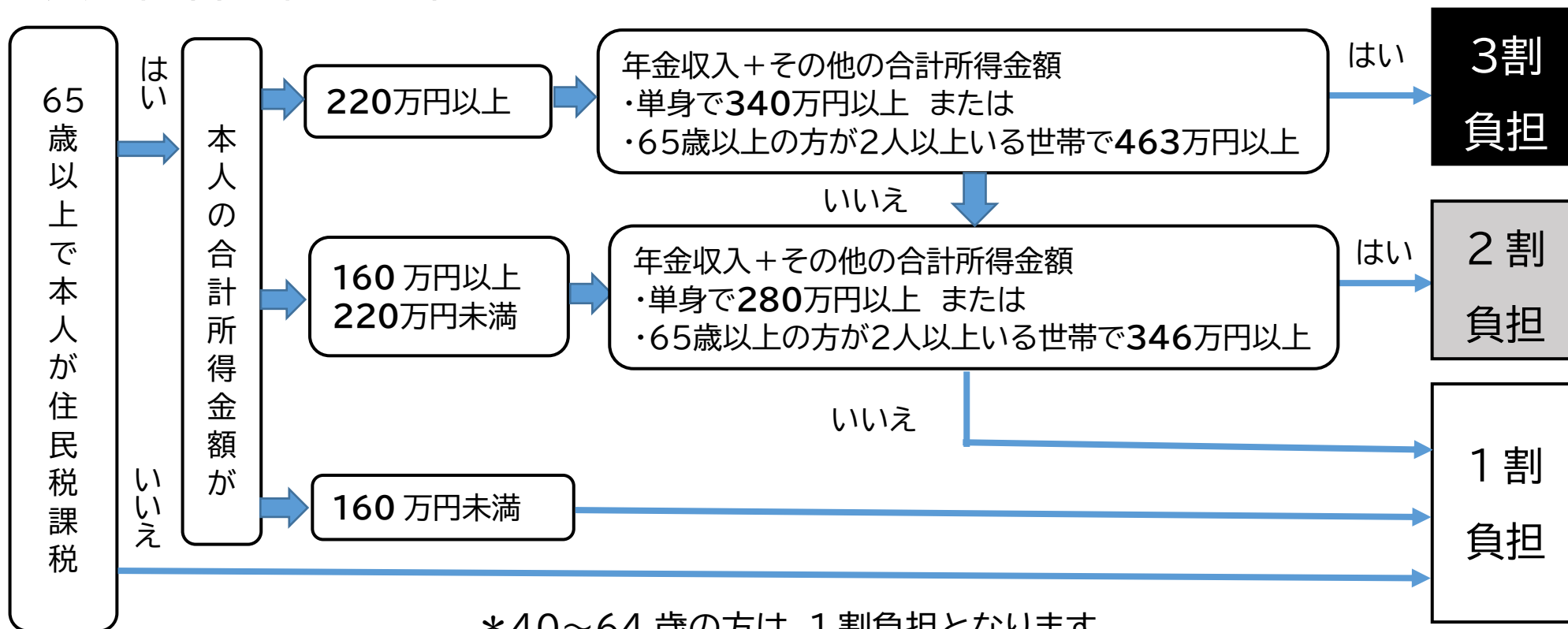


# 負担割合と判定基準



\*40～64歳の方は、1割負担となります。

## 注意事項

- 40～64歳の方が65歳になり、負担割合が変更となる場合、年齢到達月の翌月初日から変更されます。
- 世帯員の転入、転出、死亡等で世帯内の65歳以上の人数に変更がある場合、負担割合が再計算されます。
- 表の「合計所得金額」は、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。
- 「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金の雑所得を除いた金額となります。
- 「世帯」とは住民基本台帳上の世帯を指します。